

皆さんの意見を募集します

パブリックコメント制度

日光市では、市民の皆さんとの協働のまちづくりを推進していくため、平成19年4月からパブリックコメント制度を実施します。
そこで、パブリックコメント制度実施要綱(素案)を公表し、市民の皆さんからの意見を募集します。

日光市が目指す、市民との協働のまちづくりを推進するためには、市が各種の計画などを決定する際に、できる限り情報をオープンにし、皆さんと情報を共有しなければなりません。また同時に、皆さんの意見などを的確に反映していく仕組みを持たなければなりません。
そのための手段の一つがパブリックコメント制度です。パブリックコメントとは「市が計画などを策定する際に、あらかじめその案を公表し、それに対して市民から提出された意見を考慮して最終的に決定する。また、提出された意見などの概要とそれに対する市の考えを公表する」という一連の手続きのことをいいます。

パブリックコメント制度に対する意見募集

公表資料 パブリックコメント制度実施要綱(素案)
閲覧場所および開設日時

○秘書広報課広報聴係(本庁3階)
○情報公開コーナー(本庁2階)

○各総合支所・支所・出張所
※土・日、祝日、年末年始を除いた日の午前8時30分～午後5時

○各公民館・図書館
○市民サービスセンター

※各施設の開設日・開設時間
○市ホームページ

意見を提出できる方

○市内に在住または勤務・在学している方

○市内に事務所・事業所のある個人・法人・団体

○当該案件に利害関係のある個人・法人・団体

提出方法 意見・住所・氏名・電話番号を明記し、持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかで提出する

※提出の様式は自由ですが、専用の用紙は閲覧場所に備え付けのほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※持参する場合は、閲覧場所の各施設へも提出できます。

提出期間 12月25日(月)～1月24日

(水)必着
提出先及びくわしくは

〒321-1292 今市本町1番地
秘書広報課広報聴係

☎(21)5135 FAX(21)5137
Eメール hshokufou@city.nikko.lg.jp

パブリックコメントの流れ

①市が計画案を作成します

②計画案を市民の皆さんに公表します

◎公表内容

- 計画案
- 計画案作成の趣旨・目的・背景
- 計画案に対する市の考えなど

◎公表方法

- 担当部署・本庁情報公開コーナー・総合支所・支所・出張所・公民館・図書館・市民サービスセンターにおける閲覧
- 市ホームページ・広報にっこうなど

③市民の皆さんからの意見を募集します

◎意見を提出できる方

- 市内に在住または勤務・在学している方
- 市内に事務所・事業所のある個人・法人・団体
- 当該案件に利害関係のある個人・法人・団体

◎提出内容

- 計画などへの意見
- 住所、氏名(団体名)、連絡先

◎提出方法

- 持参、郵送、FAX、電子メールなど

④提出された意見を検討します

- 計画などに反映できる意見・できない意見について、その理由を取りまとめます

⑤結果を公表します

◎公表内容

- 提出された意見の概要と、それに対する市の考え方
- 計画の最終案

※条例など議決が必要なものは、議会の承認を受けます

⑥計画を策定します